

## 芦屋町価格公示町有地売却応募要領

芦屋町において、町有地を価格公示方式にて売却いたします。

### 1. 売却物件一覧

物件番号	所在地	地目	実測面積	公簿面積	売却価格	用途地域
1	芦屋町大字山鹿字 正津ヶ浜 1298 番 39	宅地	222.73 m <sup>2</sup>	222.73 m <sup>2</sup>	4,440,000 円	第一種低層 住居専用地 域
2	芦屋町幸町 1455 番 148	雑種地	239.05 m <sup>2</sup>	239 m <sup>2</sup>	5,570,000 円	第一種住居 地域
3	芦屋町大字山鹿 375 番 4 外 4 筆	①芦屋町大字山鹿字倉谷 375 番 4 山林 243.27 m <sup>2</sup> ②芦屋町大字山鹿字倉谷 375 番 5 山林 80.07 m <sup>2</sup> ③芦屋町大字山鹿字倉谷 358 番 4 雑種地 34.37 m <sup>2</sup> ④芦屋町大字山鹿字倉谷 358 番 3 雑種地 1.99 m <sup>2</sup> ⑤芦屋町大字山鹿字汐辛田 379 番 3 畑 0.73 m <sup>2</sup>  実測面積合計 360.43 m <sup>2</sup>	① 243 m <sup>2</sup> ② 80 m <sup>2</sup> ③ 34 m <sup>2</sup> ④ 1.99 m <sup>2</sup> ⑤ 0.73 m <sup>2</sup>  公簿面積合計 359.72 m <sup>2</sup>	7,570,000 円	無指定地域	

### 2. 応募者の資格

- ① 個人・法人は問いません。
- ② 町内居住の有無を問いません。
- ③ 次に掲げる者は資格がなく、応募することができません。
  - ・ 契約を締結する能力を有しない者。(成年被後見人等)
  - ・ 破産者で復権を得ていない者。
  - ・ 暴力的不法行為を常習的に行っている組織にあるもの。
  - ・ 市町村に住民税等の滞納がある者。
  - ・ 未成年者。

### 3. 応募方法等

- ① 2名以上の連名（共有）によることもできます。
- ② 受付期間  
随時（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土日祝日は除く。）

### ③ 受付場所

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号 芦屋町役場2階 財政課 契約管財係

### ④ 応募に必要な書類

- ・ 価格公示町有地売却応募申込書
- ・ 現住所の市町村民税等の未納のない証明書（法人にあっては設置されている市町村の未納のない証明書）
- ・ 住民票全員票※続柄有・本籍無（法人にあっては登記簿謄本）

※各種証明書は3か月以内に発行されたものをご提出ください。

- ⑤ 郵送による提出の場合、確実に書類が届く方法（簡易書留等）で送付してください。なお、書類に不備がある場合は無効となりますのでご注意ください。
- ⑥ 物件は現状有姿にて引き渡すものとします。
- ⑦ 現地での説明は行いませんので、現地にて物件を確認のうえ応募してください。

## 4. 売却条件

特にありません。

## 5. 決定方法

物件ごとに原則、応募先着順で決定します。

## 6. 契約の締結

- ① 契約締結期限 : 売却決定通知日から14日以内（提出先：芦屋町財政課契約管財係）
- ② 持参する物 : 売却決定通知書、住民票（個人分）（法人は登記簿謄本）、  
印鑑証明書、実印、契約書貼付用の印紙、登録免許税分の印紙
- ③ 期限までに契約の締結をされないときは資格を取り消します。

## 7. 売買代金の支払い

- ① 売買代金の納入は、芦屋町発行の請求書にて指定の口座へお振込みください。下記のいずれかの方法で納付してください。
  - (ア) 契約締結時に代金全額を納付する。
  - (イ) 契約締結と同時に、売買代金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付した後、契約締結から30日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を納付してください。ただし、代金未払等により売買が成立しなかった場合は、当町に帰属しますので、返金はありません。代金納入期限 契約締結の日から、30日以内
- ② 期限までに売買代金を入金できない場合は、契約を解除します。

## 8. 所有権の移転

- ① 売買代金が納入されたときに所有権が移転し、物件が引き渡されたものとします。
- ② 所有権移転登記は物件の引渡し後、町において行います。
- ③ 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等の契約の締結及び履行

に関して必要な費用は、買受人の負担となります。

- ④ 買受人は、所有権移転登記前に、売買契約を締結した当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 9. その他

- ① 芦屋町価格公示町有地売却規程を厳守してください。
- ② 契約条項の閲覧、その他の問い合わせ先  
芦屋町役場 2階 財政課 契約管財係  
電話 093-223-3576 (直通)